資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

七月三十一日（火）

○一般案件（抜粋）

一　「日本再生戦略」について（決定）（内閣官房・内閣府本府）

一　「平成二十三年（二千十一年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について」の一部改正について（決定）（内閣府本府）

一　平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について（決定）（財務・厚生労働・農林水産・経済産業省）

○法律案

一　年金生活者支援給付金の支給に関する法律案（決定）（厚生労働・財務省）

一　平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律案中修正（決定）（財務省）

一　国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案中修正（決定）（厚生労働・総務・財務・文部科学省）

公　告

諸　事　項

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年８月２日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成24年７月19日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　星野建設株式会社　代表取締役　星野　親房　長崎県島原市梅園町丁2870－１　国土交通大臣許可（特－22）第15388号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

（注１）「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築工事を請け負う営業をいう。

（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成24年８月３日から平成24年11月30日までの120日間

４　処分の原因となった事実　星野建設株式会社の元取締役兼深江営業所長は、南島原市が平成22年12月22日に指名競争入札を執行した深江庁舎耐震改修工事に関して、同市元職員から工事価格等のデータが保存されたＣＤ－Ｒの交付を受け、同ＣＤ－Ｒを使って工事価格等が記載された書面を作成し、他の建設業者に交付するなどした結果、同建設業者が同工事を落札し、もって偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為を行った。

これにより、平成24年４月16日に長崎地方裁判所において、刑法第60条（共同正犯）及び同法第96条の３第１項（競売入札妨害）により懲役１年６ヶ月（執行猶予３年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

自動車の移転登録の登録抹消に関する公告

次の自動車の移転登録は、道路運送車両法第８条第１号に該当することが判明したので自動車登録令第31条の規定によりその登録を抹消する。

この措置に異議のあるときは、本公告掲載の日から20日以内に書面により申し述べて下さい。

登録年月日　平成24年３月30日

自動車登録番号　愛媛500む5968

車名　ニッサン　型式　Ｅ－ＲＰＳ13改

車台番号　ＲＰＳ13－332225

所有者氏名又は名称　高橋　富材

所有者住所　愛媛県松山市東野４丁目１－６

平成24年８月２日

四国運輸局愛媛運輸支局長　木村　康宏

連絡先　四国運輸局愛媛運輸支局登録部門　愛媛県松山市森松町1070番地

電話番号　089―956―9957（代表）

自動車の登録の抹消に関する公告

自動車登録番号　なにわ301す5993

車名　シボレー

型式　ＧＦ－ＣＹ25Ｅ

車台番号　ＣＹ２－0931－Ｙ

上記に係る平成23年３月29日付けで申請のあった変更登録は、道路運送車両法第12条第３号に準用する同法第４条第４号に該当しますので、本公告記載の日から一箇月以内に異議の申し述べがない時は自動車登録令第31条の規定によりその登録を抹消します。

平成24年８月２日

近畿運輸局大阪運輸支局長　土井　眞三

ナビ警備保障株式会社　殿

永野　祐平　殿

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第８３８号

三重県桑名市大字福島313番地

申立人　平野　正孝

本籍大阪市浪速区難波中１丁目15番地、最後の住所京都市北区紫竹下梅ノ木町46番地、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日平成24年２月16日、出生の場所三重県桑名郡桑名町、出生年月日大正５年３月20日、職業無職

被相続人　亡　近藤　　壽

事務所京都市中京区烏丸御池東入アーバネックス御池ビル東館６Ｆ　御池総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　細川真理子（職務上の氏名茶木真理子）

京都家庭裁判所

平成２４年（家）第７０３５３号

大阪府交野市星田４丁目10番15号

申立人　小林　弘和

本籍大阪府寝屋川市田井西町23番、最後の住所大阪府寝屋川市豊里町30番８号、死亡の場所大阪府寝屋川市、死亡年月日平成19年５月７日、出生の場所福岡県鞍手郡鞍手町、出生年月日昭和34年６月22日、職業不詳

被相続人　亡　木下　啓一

事務所大阪市北区西天満６丁目７番４号　大阪弁護士ビル411

相続財産管理人　弁護士　坂東　功一

大阪家庭裁判所

平成２４年（家）第７５５号

兵庫県西宮市甲子園口３丁目４番17号

申立人　大野　　優

本籍香川県坂出市福江町３丁目166番地３、最後の住所兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目６番21号、死亡の場所兵庫県尼崎市、死亡年月日平成23年５月２日頃、出生の場所香川県坂出市、出生年月日昭和42年９月13日、職業会社員

被相続人　亡　尾崎　康彦

事務所兵庫県尼崎市開明町２―11　神鋼建設ビル605号

相続財産管理人　弁護士　川西　絵理

神戸家庭裁判所尼崎支部

平成２４年（家）第９０１号

兵庫県西宮市神楽町３番20号

申立人　エル夙川管理組合

本籍大阪市中央区淡路町３丁目23番地、最後の住所兵庫県西宮市神楽町３番20―103号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日平成21年11月２日、出生の場所大阪市中央区、出生年月日昭和８年１月10日、職業無職

被相続人　亡　平山千代子

事務所兵庫県尼崎市潮江１丁目８－１　コーポ潮江111号

相続財産管理人　弁護士　川口　丹子

神戸家庭裁判所尼崎支部